

# 自転車で事故を起こすと、刑事上の責任に加えて**民事上の責任**が問われる場合があります！

万が一に備えて自転車の保険に加入しましょう。

## 事例 1 携帯電話使用中 歩行者に衝突

損害賠償 **5,000万円**  
(横浜地裁H17.11.25判決)

夜間無灯火で走行中、携帯電話を使用し、その画面に気を取られ、前方を同一方向に進行中の歩行者に衝突した。  
歩行者は転倒し、歩行困難となる後遺障害を負った。



携帯電話の使用は、前方不注視になって歩行者に気づくのが遅れたり、片手運転のため確実なハンドル・ブレーキ操作ができません。自転車の乗りながらの携帯電話はやめましょう。

## 事例 2 歩道ですれ違う 歩行者と接触

損害賠償 **1,743万円**  
(東京地裁H8.7.29判決)

歩道上で走行してきた自転車と歩行者がすれ違う際に、自転車のハンドルがショルダーバッグの肩ひもに引っかかった。  
歩行者は転倒し、大けがをした。



歩道は歩行者優先です。歩行者に危険を及ぼす場合は、自転車を止めて歩行者を先に通すか、自転車から降りて手押しすべきです。

# 自転車も車の仲間です。交通ルールを守りましょう！

### 信号無視・一時不停止

罰則 **3か月以下の懲役**  
又は**5万円以下の罰金**



### 三人乗り

罰則 **2万円以下の罰金、科料**



### 酒酔い運転

罰則 **5年以下の懲役** 又は  
**100万円以下の罰金**



### 夜間の無灯火

罰則 **5万円以下の罰金**



### 運転中の携帯電話

罰則 **5万円以下の罰金**



### 大音量で音楽等を聴取

罰則 **5万円以下の罰金**



自転車は、駐輪場など決められた場所にとめましょう！

# 自転車マナーアップ啓発活動実施中!

## 自転車安全利用五則を守りましょう

自転車は、  
車道が原則  
歩道は例外

歩道通行ができるのは、

- ① 道路標識等で指定された場合
- ② 運転者が児童・幼児(13歳未満)・70歳以上の高齢者等の場合
- ③ 車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

※警察官等が、指示したときは、歩道通行できません。



### 車道は左側を通行

車道を通行する場合は、  
道路の左端を通行



### 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は、

- ① 歩行者優先
- ② 車道寄りを徐行
- ③ 安全な速度と方法で進行



### 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

ルールの無視は直接  
交通事故に繋がることを  
自覚しましょう。



### 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児を同乗させる場合に限らず、  
児童・幼児が一人で自転車に乗る場合も  
必ずヘルメットを着用



## 自転車の乗車人員に関する規定の改正により 幼児二人同乗用自転車が追加されました

(平成21年7月1日施行)

幼児二人同乗用自転車とは 下の6つの要件を満たす自転車が幼児二人同乗用自転車です。

- ① 幼児2人を同乗させても十分な強度を有すること。
- ② 幼児2人を同乗させても十分な制動性能を有すること。
- ③ 駐輪時の転倒防止のための操作性及び安定性が確保されていること。
- ④ 自転車のフレーム及び幼児用座席が取り付けられる部分(ハンドル、リヤキャリア等)は十分な剛性を有すること。
- ⑤ 走行中にハンドル操作に影響が出るような振動が発生しないこと。
- ⑥ 発進時、走行時、押し歩き時及び停止時の操縦性、操作性及び安定性が確保されていること。

この6つの要件を満たす自転車には  
「幼児2人同乗基準適合車」の  
シールが貼付されています。

幼児2人同乗基準適合車  
社団法人自転車協会

本活動に関するお問合せは **078-261-2395**